



## 第9回 退職給付の会計

( 退職給付に係る会計基準 )  
( -2ストック・オプション等に関する会計基準 )

月(5) 法2号館 213教室  
平成23年6月13日  
財務諸表論

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務諸表論第11版 武田隆二著 H21年1月中央経済社発行)  
(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4日本経済新聞社発行)(公認会計士試験短答式財務諸表論第7版 石井和人著 H22.10中央経済社発行)

退職給付債務とは何か？

- 退職一時金制度  
(内部積立方式)
- 退職年金制度  
(外部積立方式)

### 1 . 退職一時金制度

従業員が退職する際に一括して退職金を支給する制度である。

#### (1)退職金計算のメカニズム

#### (2)会計処理の統一

本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所  
yamauchi@cosmos.ne.jp

## 2 . 企業年金制度

従業員が退職後に一定期間または生涯にわたって一定の金額を分割して年金として支給する制度である。

(1)退職一時金と企業年金

(2)年金制度のメカニズム

(3)会計処理の統一

### 3 . 年金負債・年金資産の測定

(1) ネットとしての年金債務

(2) 年金負債の測定

(3) 年金資産の測定

## 4 . 年金費用の測定と認識

(1)年金費用の項目

(2)勤務費用の測定

(3)年金資産の期待と収益

## 5 . 数理計算上の差異等

(1)数理計算上の差異

(2)過去勤務債務

(3)会計基準変更時差異

## 6 . 退職給付引当金の計上

## 7 . ストック・オプションの会計

(1) ストック・オプション

(2) スキーム

(3) 会計処理

## 退職給付に係る会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

### 重要定義のチェック

#### (1) 設定(平成 20 年 7 月 31 日 ASBJ)

企業年金に係る情報は、投資情報としても、企業経営の観点からも極めて重要性が高まっている。

企業年金等に係る会計基準を設定することにより、年金資産や年金負債の現状を速やかに明らかにするとともに、企業の負担する退職給付費用について適正な会計処理を行っていくことが必要である。

#### (2) 退職給付債務

一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付(以下「退職給付」という。)のうち認識時点までに発生していると認められるものをいい、割引計算により測定される。

#### (3) 年金資産

企業年金制度に基づき退職給付に充てるために積み立てられている資産をいう。

#### (4) 勤務費用

一期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいい、割引計算により測定される。

#### (5) 利息費用

割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう。

#### (6) 過去勤務債務

退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。なお、このうち費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ。)されていないものを未認識過去勤務債務という。

### (7) 数理計算上の差異

年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。なお、このうち費用処理されていないものを未認識数理計算上の差異という。

### (8) 回廊アプローチ

退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲(回廊)を設け、当該一定の範囲内は数理計算上の差異は認識しないという処理方法をいう。

### (9) 重要性基準

基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法をいう。

## - 2 ストック・オプション等に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

### 重要定義のチェック

#### (1)設 定(平成 17 年 12 月 27 日 ASBJ)

平成 13 年 11 月の商法改正において新株予約権制度が導入されたことに伴う、ストック・オプション取引の会計処理及び開示を明らかにすることを目的とする。

#### (2)自己株式オプション

自己株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払により、原資産である自社の株式を取得する権利)をいう。新株予約権はこれに該当する。

#### (3)ストック・オプション

特に企業がその従業員等に報酬として給付されるものをいう。  
権利確定条件には、勤務条件や業績条件がある。

#### (4)行使価格

権利行使にあたり、払込むべきものとして定められたストック・オプションの単位当りの金額をいう。

#### (5)付与日

ストック・オプションが付与された日をいう。募集新株予約権の割当日がこれにあたる。

#### (6)権利行使日

権利の行使により、行使価格に基づく金額が払い込まれた日をいう。

#### (7)公正な評価額

市場価格(市場、気配値、指標その他の相場価格)に基づいた価額。  
市場価額がない場合は、合理的に算定された価額をいう。

#### (8)対象勤務期間

ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間であり、付与日から権利確定日までの期間をいう。

### (9)勤務条件

条件付のものにおいて、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう。

### (10)失効

権利行使されないことが確定することをいう。

### (11)条件変更

付与したストック・オプションに係る条件を事後的に変更し、公正な評価単位、数、合理的な費用計上期間のいずれかを意図して変動させることをいう。

### (12)会計処理

#### ・ (付与日の処理)

従業員等から取得するサービスを費用として計上し、対応する金額を権利の行使又は失効が確定するまでの間、B/Sの純資産の部に新株予約権として計上する。

#### ・ (各会計期間)

ストック・オプションの公正な評価額のうち当期に発生したと認められる額を計算する。

#### ・ (権利確定日)

新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、対応する部分を払込資本に振替る。

### (13)未公開企業における取扱い